

一般社団法人日本倉庫協会理事長
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長
公益社団法人全国通運連盟理事長
一般社団法人航空貨物運送協会事務局長
一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会事務局長
日本内航運送取扱業海運組合事務局長
全国トラックターミナル協会事務局長

殿

国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室

第56回新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた基本的対処方針
の変更、緊急事態宣言区域変更、催物の開催制限、施設の利用制限、
テレワーク等の推進について

令和3年2月26日に開催された第56回新型コロナウイルス感染症対策本部
（以下「政府対策本部」という。）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置
法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵
庫県及び福岡県を除く1都3県に変更されることが決定され、これに伴い「基本的対
処方針」が変更されました。

これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添1～3のと
おり事務連絡が参りました。

また、政府対策本部を受けて開催された第18回国土交通省新型コロナウイルス
感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添4のとおり指示がなされまし
た。

つきましては、貴団体におかれましては、別添1～4につきまして傘下会員事業
者に周知をお願いいたします。

別添1 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更について」

別添2 「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意
事項等について」

別添3 「テレワーク等の推進について」

別添4 第18回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

（参考）第56回新型コロナウイルス感染症対策本部を受けた基本的対処方針の変更、
緊急事態宣言区域変更、催物の開催制限、施設の利用制限、テレワーク等の推
進について （大臣官房危機管理官）